

## 再資源化預託金等特別会計及び資金管理料金特別会計における運用について

### I. 再資源化預託金等特別会計における運用について

#### 1. 再資源化預託金等の運用の基本方針について(参考資料参照)

##### (1)再資源化預託金等の運用の目的・目標

運用収益の獲得に関しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向も踏まえたものとしている。

##### (2)運用対象資産の構成について

資金運用は、期間 10 年のラダー型の債券運用を原則とし、これらの債券の種別は、国債、政府保証債、地方債、財投機関債、金融債、社債としている。

また、事業年度ごとに取得する債券の種別構成比は、市場における残存 10 年債券の残高比率に準じたものとしている。

ただし、平成 25 年 1 月 1 日以降、債券運用の環境変更に伴い、新たに取得する債券の種別を国債及び政府保証債に限定している。

#### 2. 新規取得債券を国債及び政府保証債のみとしていることの妥当性の検証

##### (1)妥当性の検証について

平成 24 年 12 月 28 日付の運用の基本方針の改定により、上記のとおり新規に取得する債券を国債及び政府保証債に限ることとした。当該規定についてあらためて検証することとする。

##### (2)検証結果について(別紙 1 及び別紙 2 参照)

格付け制限あり債券を保有することのメリット(国債及び政府保証債運用に対する超過収益)をデメリット(BBB格下げによる売却損失及び債務不履行(デフォルト)による損失)と比較した結果、現在においてもデメリットがメリットを上回る可能性があるといえる。デメリットがメリットを上回る可能性のある格付け制限あり債券を新規取得する有効性、及びその保有残高を維持する有効性は低い。

よって、引き続き新規に取得する債券の種別を国債/政府保証債のみとする。

### 3. 運用の基本方針における今後の検討課題について

再資源化預託金等の運用の基本方針については、施行から運用環境の変化に合わせる形で複数回の改定を行ってきたものの、法律の施行から10年以上が経過し、運用における複数課題も見えてきたことから、当初の考え方をあらためて整理したうえで、今後のリサイクル状況/債券市場等を考慮した最適な運用について検討を行う。

また、同様の検討を5年に一度程度行うこととする。

#### 【現在予定している検討事項】

- 国債/政府保証債のみとしている新規取得債券の妥当性の検討(格付け制限あり債券という種別の妥当性、残存期間による保有の可否、他団体の考え方等も考慮して検討する。)
- ラダーの期間の妥当性の検討(新車販売から廃車までの期間として、10年ラダーとしていたが、現状に照らし15年あるいはより長期にする。)
- 今後想定されるインフレに対応するような債券運用の可能性の検討
- 保有台数減少による預託金残高減少時の対応の検討(ラダー型資産構成の中でどのように対応するか等)

## II. 資金管理料金特別会計における運用について

資金管理料金特別会計における余資の運用については、再資源化預託金等の運用の基本方針に準じた運用を行っている。

ただし、資金管理料金特別会計における運用方法においても、資金の性質及び運用期間等についてあらためて整理/検証したうえで、今後の運用方法の方針の検討を行うものとする。

以上